

「令和7年国勢調査長野県実施本部」の発足式を行います

令和7年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象として5年に一度実施される最も重要な調査であり、その結果は、社会経済の基盤として、各種施策の基礎資料として広く活用されます。

県では、令和7年国勢調査の円滑かつ確実な実施を図るため、「令和7年国勢調査長野県実施本部」を設置し、下記のとおり発足式を開催します。

1 日時 令和7年6月16日（月） 午前11時から（10分程度）

2 場所 長野県庁西庁舎2階 総合政策課 統計室

3 内容

- (1) 開会
- (2) 看板の掲出、写真撮影
- (3) 本部長訓示
- (4) 閉会

「令和7年国勢調査長野県実施本部」について

- 設置期間 令和7年6月16日（月）から令和8年3月31日（火）まで
- 組織 企画振興部長を本部長とし統計室に事務局を置く
- 主な業務
 - 市町村等関係機関との連携体制の確保
 - 県内事業者及び団体等への協力依頼
 - 広報の推進



※令和7年国勢調査の概要は、別紙をご覧ください。

※令和7年国勢調査の詳細は、総務省統計局ウェブサイトをご覧ください。

- ▶令和7年国勢調査 <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2025/index.html>
- ▶国勢調査2025キャンペーンサイト <https://www.kokusei2025.go.jp/>

 国勢調査2025

（問合せ先）

担当 企画振興部 総合政策課 統計室
田中（久）、波場、臼井

電話 026-235-7074（直通）
026-232-0111（代表）内線 5104～5106

FAX 026-235-0517

E-mail tokei@pref.nagano.lg.jp

令和7年国勢調査の概要

1 調査の目的

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国及び地方公共団体における、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としている。大正9年（1920年）の開始から、令和7年は22回目に当たる。

2 調査の期日

令和7年10月1日（水）午前零時現在

3 調査の対象

調査期日現在、日本国内に常住するすべての人（外国人を含む）及び世帯

4 調査事項（全17項目）

（1）世帯員に関する事項（13項目）

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、就業状態など

（2）世帯に関する事項（4項目）

世帯員の数、世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方

5 調査の方法

（1）国勢調査員は、担当する地域の全ての世帯を訪問し、調査書類一式を配布する。

（2）世帯は、①インターネット回答 ②郵送提出 ③国勢調査員へ直接提出 のいずれかの方法により回答を行う。

※インターネット回答を積極的に促進（国目標：50%以上）

6 結果の公表

最も早い「人口速報集計」を令和8年5月に公表、年齢別人口・世帯の状況等を集計した「人口等基本集計」を令和8年9月に公表、その他の集計は令和8年12月から順次公表予定

7 結果の利用

衆議院の小選挙区の改定、地方自治法で用いる人口として規定、地方交付税の算定に利用
少子高齢化、防災、地域活性化対策等の国や地方公共団体における行政上の施策への利用

(参考：令和2年国勢調査の長野県の結果)

人 口： 2,048,011 人

世帯数： 832,097 世帯